

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 18 日

長野県立歴史館長 矢澤 圭

1 入札の目的

工事監理業務の委託契約

2 業務名

長野県立歴史館企画展示室空調設備改修工事監理業務

3 業務箇所名

千曲市屋代

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建築コンサルタント業務について長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち次の要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 公告日現在において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による 1 級建築士事務所の登録を受けていること。
 - イ 管理技術者として 1 級建築士を配置できること（公告日現在において当該資格を有しているものに限る）。
 - ウ 北信地区（長野及び北信地域振興局管内）又は東信地区（佐久及び上田地域振興局管内）に本店を有していること。
 - エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 履行期間

契約日の翌日から約 250 日間 債務負担行為設定済

6 支払条件

(1) 前金払

行いません。

(2) 部分払

原則として、1 件の契約額が 50 万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

(3)支払限度額

各会計年度における業務委託料の支払限度額は、以下のとおり予定しております。

令和8年度 業務委託料の約80%の金額

令和9年度 業務委託料の約20%の金額

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがあります。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

委託契約書(案)、委託仕様書及び入札心得を、令和8年9月18日(金)から10月8日(木)までの休館日(9月24日(木)、28日(月)、10月5日(月))を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。また、長野県公式ホームページに掲載します。

千曲市大字屋代260-6

長野県立歴史館管理部

電話 026 (274) 2000

8 質問及び回答

設計図書等について質問がある場合は、以下に示す期間においてファクシミリあるいは電子メールにより、質問書を提出するとともに、送信したことを上記7の電話番号に連絡してください。なお、電話連絡は休館日を除き行ってください。

ア 提出期限：令和8年9月25日(金)午後5時

イ 提出先：長野県立歴史館 管理部

ファクシミリ 026 (274) 3990

電子メール reki-kanri@pref.nagano.lg.jp

当該質問に対する回答は、長野県公式ホームページに掲載します。質問回答において積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、回答掲載期限までの質問回答を御承知の上で入札を行ってください。

ウ 回答期限：令和8年9月30日(水)午後5時

9 現場説明日時

行いません。

10 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月8日(木)10時00分

イ 場所 長野県立歴史館 1階 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類を、令和8年10月2日(金)正午までに上記7の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担に

おいて説明してください。

(5) 入札保証金

納付を免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければなりません。

(6) 契約保証金

政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 143 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第 129 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込をした者を落札者として決定します。

11 債務負担行為

あり

12 その他

詳細は、入札心得によります。